

新たな契約方法（三者による包括的契約）の概要

1. 発注者、会員、センターの関係

従来は、シルバー人材センターが発注者から仕事を請け負い、会員はシルバー人材センターからその仕事を請負うという形をとっていたため、発注者と会員には契約関係はありませんでした。

新たな契約方法では、三者間の包括契約を締結することで、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようになります。また、センターは発注者と会員の間に入り、マッチング等総合調整を行います。

2. あらたな契約方法（三者による包括的契約）

- (1) 発注者は、センター利用規約※①及び会員業務就業規約※②に同意のうえ、センターと利用契約※③を締結します。
- (2) センターは利用契約に基づき会員業務仕様書※④を作成し、会員に就業条件の明示を行います。
- (3) 会員がセンターから示された会員業務仕様書※④に同意することで、発注者と会員との間に請負委任契約関係が成立します。

※①センター利用規約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際のルール

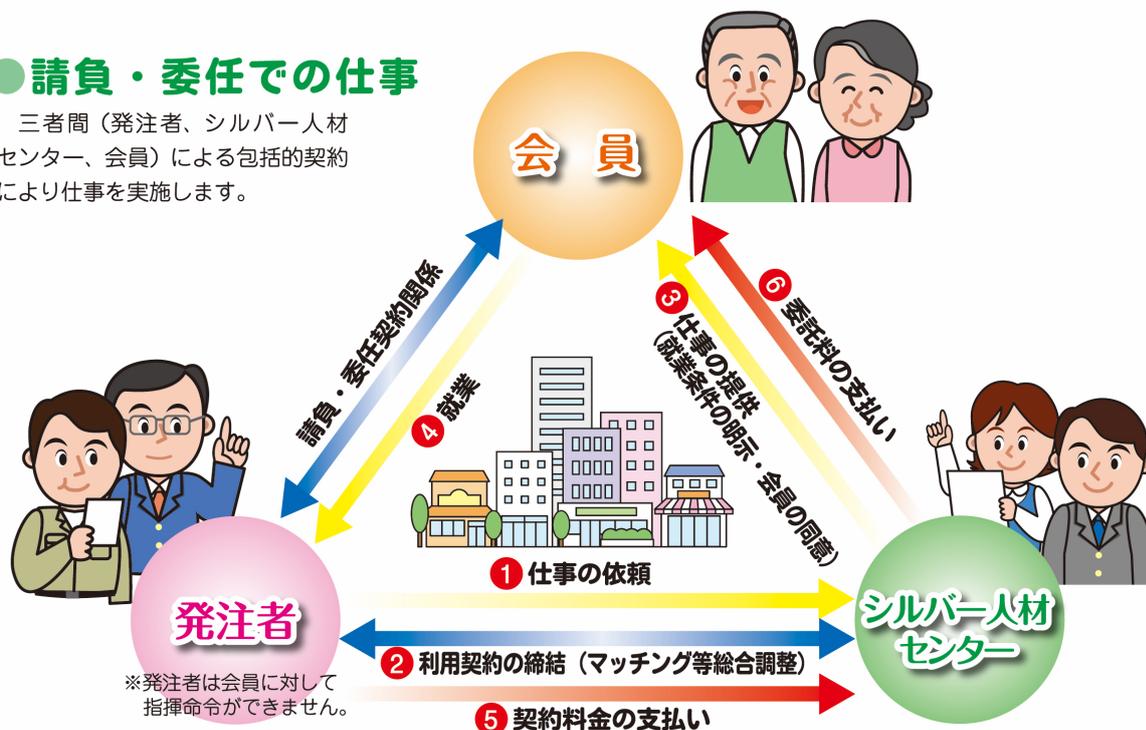
※②会員業務就業規約…会員がセンターを通じて就業する歳のルール

※③利用契約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するにあたり、センターの利用料や業務内容、会員の報酬などを定めた契約

※④会員業務仕様書…会員に就業条件を明示するもの

● 請負・委任での仕事

三者間（発注者、シルバー人材センター、会員）による包括的契約により仕事を実施します。



※②の利用契約は、準委任契約となり印紙税の対象となりません。

※⑤の契約料金は、会員業務委託料とセンター業務委託料になります。

会員は免税業者となるため、インボイスの発行は、センター業務委託料分のみとなります。

※⑥の委託料は、会員への業務委託料（報酬）となります。

黄色は仕事の流れを示す

青は契約関係を示す

赤は料金の支払いを示す